



やまいじだより

vol.08 R3.6.10



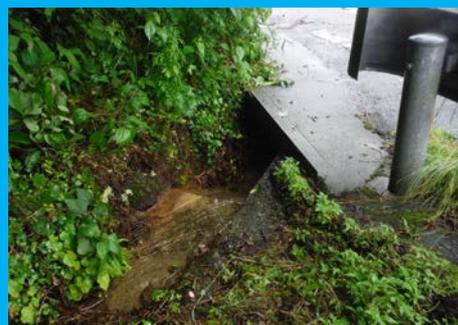
9 事前通行規制について

大雨や台風などによる土砂崩れや落石などの恐れがある箇所について、道路を通行する皆様の安全を確保するため、災害が発生する前に通行止（事前通行規制）を実施する場合があります。

山口国道維持出張所管内では国道9号山口市宮野上地内の約4kmが連続雨量250mmに達したときに通行止めとなります。



梅雨に備えて道路点検を実施！



法面や擁壁、排水施設などに異状がないか点検を実施しています。

- 連続雨量が規制基準に達していない場合でも、パトロールにより危険と判断される場合は通行止めとなる場合があります。
- 降雨が収まった後も、安全が確認されるまで規制を継続する場合があります。
- 道路規制情報は以下よりご確認ください。

<http://www.road.cgr.mlit.go.jp/road/frame.htm>

発行元
問合せ

国土交通省 山口河川国道事務所
山口国道維持出張所
〒753-0011 山口市宮野下2905
TEL (083) 928-0031

